会議録

会議の名称	第2回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	令和2年7月28日(火) 午後6時30分から午後7時30分まで
開催場所	田無第二庁舎3階会議室
出 席 者	白石 徹 委員長 萱野 洋 副委員長 松岡 佑和 委員 (書面出席) 川嶋 滋明 委員 金子 大輔 委員 「事務局」 小菅 真秀 産業振興課長 山田 公一 産業振興課商工係長 小松 聡覚 産業振興課商工係主事 遠藤 集徳 産業振興課商工係主事
議 題	(1) 経済状況及び動向等について (2) 今後の融資あっせん制度のあり方について
会議資料の 名 称	資料1 経済状況及び動向等資料 資料2 融資あっせん制度事業等の実績 資料3 新型コロナウイルス感染症対策融資あっせん制度の検討について (案) 参 考 他市の新型コロナウイルス感染症対策融資制度
記録方法	□全文記録 ☑発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

【委員と事務局の紹介】

(開会前に、人事異動等に伴う、白石新委員長、萱野新副委員長、遠藤主事の挨拶 と、各委員の紹介を行う。)

1 開会

委員長:

開会前に報告する。定足数に達しているため、会議を開会する。傍聴者の確認をする。

事務局:

いません。

委員長:

本日の会議資料について、事務局から確認をお願いする。

2 議題

(1) 経済状況及び動向等について

事務局: (資料1、2に基づき説明)

【資料1:現在の経済状況や経済動向】の説明をする。「月例経済報告及び地域経済動向等の概況」について、国の経済動向として、どの指標に関しましても、新型コロナウイルス感染症により、厳しい状況であることがわかる。直近の7月の月例経済報告について、新型コロナウイルス感染症により、厳しい状況であり、各経済政策により持ち直しの動きが続くことが、期待されている。

続いて、「東京都内の中小企業の景況」について、令和2年3月、4月と業況が悪 化傾向にある。

続いて、「都内、多摩地域及び西東京市内における中小企業の倒産件数」について、都内、多摩地域及び西東京市内における3月、4月、5月の倒産件数は、どの月においても前年同月と比較して大幅に増えているところはなく、西東京市内の倒産状況においては、3月1件、4月1件、5月0件であった。

【資料2:融資あっせん制度事業等の実績】の説明をする。「融資あっせん制度貸付状況(令和2年度)」では、国のセーフティネットに関する融資の影響から、全体として申請件数が少ない状況である。また、今年度から新たに加わった借換資金融資は、申請件数7件、金額6,730万円、実行件数5件、融資額3,730万円である。

リーマンショックの時に、市で創設した「中小企業緊急対策運転資金融資あっせん制度」の実績は、平成21年1月5日から3月31日の間で、申請件数325件、金額14億4430万円、実行件数273件、融資額10億2,960万円で、保証料助成額は、2,243万3,476円でである。セーフティネット等申請状況は、全体として、5月初旬から中旬が申請件数のピークであり、徐々に減少している傾向である。セーフティネット等の総合計での減少率ですが、20%以上している事業者が91%である。

委員長:

各委員から意見、質問を求める。

A委員:

東京都では新型コロナウイルス感染者数が過去最多となり、西東京市でも第一波と同様の人数になっている。政府が発表している観光復興事業も市内事業者が対象外となるため、市独自の政策の必要性は高いと感じる。

事務局:

これまでに西東京市では、事業者支援として「賃貸店舗等家賃補助事業」と「市内事業者応援資金助成事業」の二種類行っている。年末に資金調達に動かれる事業者も見込まれるため、新型コロナウイルス感染症対策の融資メニューの創設を検討している。資料2にあったリーマンショック後に実施した「中小企業緊急対策運転資金融資あっせん制度」の実績を参考にしていただき、議題(2)の際に各委員から意見をいただきたい。

(2) 今後の融資制度のあり方について

事務局: (資料3に基づき説明)

前回の融資検討委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い市独自で無利子・無担保の融資制度を作った方が良いとの意見をいただいた。以前リーマンショックが起きた際に、創設した緊急対策運転資金融資あっせん制度をベースとして、新たな融資あっせん制度の創設を検討している。特に、皆様に意見をいただきたい検討事項は、「①創業者も対象とした方がよいか」、「② 納税が猶予されている事業者は対象とすべきか」、「③-1 セーフティネットに合わせて直近の1か月と見込みの2か月を前年同月で比較するべきか」、「③-2 売上の減少率は何パーセント以上が良いか」、また融資内容として、「融資限度額」、「償還期間」、「据置期間」、「利子」である。

最後に【参考資料 他市の新型コロナウイルス感染症対策融資制度】について、各市取りまとめの平均としては、融資限度額612万円、利率1.3%、据置期間、10か月となっている。

委員長:

各委員から意見、質問を求める。

B委員:

事業者は第二波に備えて資金調達をする。すでに調達済みの事業者もあるため、そこまで大きな金額は必要なく、500万円程と考えて良い。

事務局:

事務局としてもセーフティネット保証での借入が先行しているため、中堅企業等は、すでに十分な借入をしているという認識である。

新たな融資制度では、これまで借入をしていない小規模事業者や年末年始の資金需要にも対応可能な融資あっせん制度を検討している。

C委員:

限度額については、大半の事業者がセーフティネット保証などで資金を調達済みであり、その後の返済を考慮すると、500万円程度で良い。

検討事項①「創業者も対象とした方がよいか」については、前回の緊急対策制度同様、対象から除外して良いと考える。まずは、以前から継続して事業を行っている事業者を支援すべきである。

検討事項②「納税が猶予されている事業者は対象とすべきか」については、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で法律として猶予を認められていることから、融資のあっせん対象から外すことは困難であると考える。実際に融資を受けられるかは金融機関及び信用保証協会の厳正な審査で、判断するところである。

検討事項③-1「セーフティネットに合わせて直近の1か月と見込みの2か月を前年同月で比較するべきか」については、幅広い業種が利用できるようにするべきと考えるため、今年1月から申請時までの中で任意の月を選択する形が良いのではないか。

検討事項③-2「売上の減少率は何パーセント以上が良いか」については、資料より 20%以上減少している事業者が大半という状況のため、20%以上減少しているという条件で良いと考える。

事務局:

創業から1年経過していない事業者において、新たに借入をすることはリスクになり得るので、既存の創業資金融資や特定創業資金融資を活用していただきたい。 条件の対象月について、今年1月以降から申請日の前月までの中から、1ヶ月が良いのか、連続した2ヶ月または3ヶ月とするのが良いか改めて意見いただきたい。

B委員:

連続する3ヶ月を対象月とし、前年同期20%以上減少を条件とすると、該当となる事業者は少ないと感じる。

任意の1ヶ月で良いと考えるが、予算など財政的な問題もあるため、対象の幅をどこまで広げるかによって、検討事項③-1を考えた方が良い。

C委員:

連続した月を対象とする方が、金融機関としても事業者の経営状況の流れを把握しやすい。

副委員長:

今回の制度設計にあっては、国からの交付金を財源とするように考えている。

具体的な金額は未定だが、新制度は令和3年度まで継続する予定はなく、申請期間 が約3ヶ月間の短期的な制度になると考えている。

以上を踏まえて、この期間に資金が必要な事業者が利用しやすい制度設計とした

い。新制度の実施時期に資金需要がある業種などの意見をいただきたい。

B委員:

現在落ち込んでいるのは飲食業で、これから落ち込みが見込まれるのが、建設業と 製造業である。

C委員:

年末にかけて飲食関係が、もう一度調達する可能性がある。また、建設業の中でも、小規模な建設業者の再調達が想定される。

事務局:

償還期間や据置期間、利子率についても意見をいただきたい。

C委員:

償還期間について、融資が500万円であれば5年が妥当であると考える。

据置期間について、長すぎると月々の返済額が増えるので、事業者を苦しめること になる。

利子率について、短期プライムレート(1.475%)を参考にしても良いと考える。

B委員:

据置期間は、利用の可否は事業者に選択していただく上で、半年程度設けても良いではないか。

3 その他

委員長:その他について、各委員から意見、質問を求める。

副委員長:

資料1の説明で、7月の月例経済報告では持ち直しを期待しているという表現まで変わったとあったが、直近の地域経済の状況及び今後の見通し等があればお聞きしたい。

B委員:

柳沢周辺の飲食業の現状として、ラーメン屋や焼肉店では9割程度業績が回復していると聞いている。居酒屋は、4割程しか回復していない。

新型コロナウイルス感染症で、再び外出自粛となると、持ち直してきた事業者がまた落ち込むだろう。

C委員:

田無周辺の飲食業について、昼間に関しては賑わいが見られるが、夜は営業時間短縮もあり、業績の回復状況としては店によって差がある。

小売業等は、ここ1ヶ月程は少し上向きとなっているが、感染者数が増えてきていることもあり、不安が続く見通しである。

委員長:

事務局より意見を求める。

事務局:

本日の会議の会議録について、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し公開の手続を取りたいが異議はないか。

(異議なし)

委員長:

以上をもって、令和2年度第2回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。